

「工事成績評定要領」の一部改訂に伴う新技術(NETIS登録)の評価等について

1. 概要

「工事成績評定要領」(国土交通省)の運用の一部改訂に伴い、NETIS登録の新技術を「施工者希望型」での試行もしくは活用した場合の運用が変更(H21/3/24通知、5/14記者発表)になりました。ただし、評価者(名称は変更)及び評定への加算点(最大1.6点)は従来と同じです。

2. 適用時期

平成21年4月1日以降の中間技術検査及び完成検査

3. 改訂内容の詳細(NETIS登録の新技術に関する事項)

1) 従来、**審査項目:高度技術**のキーワードに分類されていたが、改訂に伴い**審査項目:創意工夫**の【新技術活用】に変更、詳細事項は下記の4項目で内容は概ね従来と同じです。

a) NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。

本項目は2点の加点とする。

b) NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。

本項目は2点の加点とする。

c) NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。

本項目は4点の加点とする。

NETIS登録番号

HR-050026-V(Value)の技術:グレーチングストッパー-S P

d) NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。

本項目は4点の加点とする。

NETIS登録番号

HR-030035-A(Application)の技術:グレーチングストッパー-

新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。

2) 創意工夫の評定者は、主任技術評価官(出張所長等,主任監督員のことをいう)で従来と同じです。

3) 新技術の活用に関する加点は最大4点、

主任技術評価官による実加点は、 $4点 \times 0.4(40\%) = 最大1.6点$ 、と従来と同じです。

4) 通常、創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき内容があった場合に評価する項目で、1項目1点が目安です。また、書類作成にあたっては、ポイントを絞って、現場で自信のある項目(なんでもかんでも出しても評価できない)とする等の留意事項もあります。

その点、NETIS登録技術の「グレーチングストッパー及びSPシリーズ」の活用は、該当する項目により2点もしくは4点の加点が明記されており、評価点向上には確実に効果的です。

